

学校教育における進路指導の歴史的展開

——若年労働者のキャリア形成考察の手懸かりとして——

生涯教育計画コース 谷 茂 岡 万 知 子

Historical examination of career guidance in school education :
As a lead to the study of career development among young employees

Machiko YAMOOKA

There has been discussion about the numerous problems concerning the career development of young employees recently. One of them is the high number of recent graduates who resign early from their jobs. It is said that one of the reasons is the failure of the career guidance in schools. The researches done by H. Shimoyama and K. Takeda show that what is called "career guidance" in schools is far from ideal, and it seems there is a limit. In this paper, the process of the shift of the location where guidance for young people has been mainly done is examined through analysis of laws from the Taisho Era to the Showa Era.

目 次

はじめに 一問題の所在

I. 大正時代から終戦までの動き

－社会政策から教育主導へ

- A 児童保護の社会事業としての職業指導
- B 通牒「少年職業紹介ニ關スル件」(大正14年)
- C 訓令「兒童生徒ノ個性尊重及職業指導ニ關スル件」(昭和2年)
- D 職業紹介法の改正(昭和13年)及び通達「國民學校ニ於ケル職業指導ニ關スル件」(昭和17年)

II. 戦後の動き 一学校教育での完結への傾斜

- A 職業安定法の制定(昭和22年)及び改正(昭和24年)
- B 学習指導要領改訂
 - 1) 「進路指導」の誕生
 - 2) 科目から学級活動への移行

III. 「進路指導」「進路指導の時間」を巡る問題点

まとめと今後の課題

はじめに 一問題の所在

職業を持つことは、社会経済的な観点からも、個人の生きがいの点からも重要であることは言うまでもない。

しかも“多くの人にとって職業はもっと多くの時間を費やす重要な役割である。従って、そこで自分が満足できるか、気持ちよく過ごせるかはきわめて重要である”¹⁾と言える。にもかかわらず学校教育を終え職業生活に入った若年労働者については、職業生活を含めたキャリア形成に関して様々な問題が指摘されている。そのひとつが彼らの早期離転職問題であり、学校教育での進路指導が必ずしも生徒にとって満足のいく進路選択に充分な成果を挙げているわけではないことがその原因の一つとして指摘されている。例えば下山晴彦は、高校生の進路決定過程においては、青年期の発達課題の一つとされる人格の発達や生徒自身の主体的な模索よりも、成績が重要な要因で、進路結果とそれに対する生徒の自己評価も成績によって左右されているという調査結果を報告している²⁾。また武田圭太は、学業成績が就学の進路を規定し、それによって卒業後の職業選択が副次的に限定されることから“職業問題への関心は低いままに大学進学という次の課題に直面しているようである”と指摘している³⁾。つまり、進路の決定の際には何よりも学業成績が重要で、それを中心に生徒たちは自分の進む先を決めており、自分の興味や適性、人生設計などは殆ど考慮に入れることがないということである。

学校教育に於いて職業と生徒を結びつけるものが進路指導である。その定義として最も広く認識されているの

は、昭和36年の文部省『中学校・高等学校進路指導の手引き－中学校学級担任編』に述べられた，“進路指導とは、生徒の個人資料、進路情報、啓発的経験および相談を通して、生徒みずから、将来の進路の選択・計画をし、就職または進学して、さらにその後の生活によりよく適応し、進歩する能力を伸長するように、教師が組織的・継続的に指導・援助する過程”であると考えられている⁴⁾。

しかし下山らの指摘は、進路指導の現状が、理念と大きくかけ離れていることを示している。そして同時に学校教育における進路指導の限界が現れているといえるのではないだろうか。

本稿では、進路指導が主に学校教育で行われるようになった経緯を、主要な法令等に沿って政策上で重視された点を中心に検討することで、なぜこういったことが生じるのかを考察する。検討した法令等は大正時代から昭和40年代の時期に出されたものが中心であるが、これらは現在の進路指導の在り方に多大な影響を与えており、問題の背景を理解するためには欠かせないものである。また歴史的な検討を行うことは、今後キャリア形成を生涯学習の一形態と捉えていく研究の礎となり、その意義は大きいと考えるため、この手法を採用するものである。

I 大正時代から終戦までの動き —社会政策から教育主導へ

A. 児童保護の社会事業としての職業指導

昭和32年に中央教育審議会答申「科学技術教育の振興方策について」の中で進路指導という語が用いられる前は、現在「進路指導」と呼ばれる教育活動は「職業指導」と呼ばれ、学校教育で取り入れられる前に職業安定行政が先鞭をつけたという歴史を持つ。職業選択の際の指導、という考え方には、大正時代になって盛んになった少年職業紹介の延長上にあったが、この背景には明治時代から続く児童保護がある。というのは、それまでに孤児院、育児院、感化院などで保護されてきた児童が、いずれも進路に関する問題を持っていましたからである。それが児童相談や児童研究を盛んにし、職業選択の際の指導を業務の一部とした児童相談所の開設に繋がっていました。その実践は、大正6年に久保良英が東京の児童教養研究所で行った職業選択の相談活動が最初であると言われている⁵⁾。

その後第一次大戦が終結すると、経済不況から労働者の家計は困窮し、年少者の中にも職を求めるものが増加した。しかし、彼らの中には“賃金の高い日雇い、雑役等の不安定な職業に就職する結果、やがて転職し失業者

となる”者が少なくなかった⁶⁾ため“職業経験がないか、あっても乏しい年少者にとっては（略）適職に就かせるには適性の判断や選職のための相談や指導が重要である”という方針が出てきたのである⁷⁾。この根底にあるのは、少年が“将来性のある職業を選び、将来失業の機会を少なくし、他面においては求人先に適材を斡旋すること”⁸⁾という考え方であった。

このように、職業指導は児童保護の中からその必要性を認められたが、その当時の国策・産業界の要求をストレートに反映した、基本的には適材適所的性格を持つもので⁹⁾主に民間の児童相談所で行われていたのである。

B. 通牒「少年職業紹介ニ関スル件」(大正14年)

大正中期以降、職業安定行政は本格的に職業指導に取り組むようになっていった。大正9年には大阪市に我が国最初の職業相談の公立専管機関である少年職業相談所が開設され、翌年には東京市中央職業紹介所に性能診査少年相談部が、大正14年には東京府職業紹介所にも、東京府少年職業相談所が附設された¹⁰⁾。性能診査少年相談部では、20才未満の男女につき、心理学上の調査と医学上の調査とを経て、精神と身体とに適合する職業の選定及び紹介と、就職後の補導が行われた¹¹⁾。職業指導が古い職業紹介業の段階から脱皮して、質の高い活動として行われるようになったという意味で、これを、社会ことに労働界における本格的職業指導の開始とみるのが通説だと言われる¹²⁾。

大正10年になると、内務省が職業紹介法を制定し、職業紹介事業は拡充され監督強化されると共に、慈善的事業から社会政策的な性格を帯びるようになった¹³⁾。そして大正14年に、内務省社会局第二部長と文部省普通学務局長の連名で、地方長官に対し通牒「少年職業紹介ニ関スル件」が出されたのである。

職業指導の変遷という点から見ると、この通牒は次の3点において重要だと言われる。第1に、この通牒は、一般職業行政の職業指導に関する最初の公文書であると言われている点である。殊に、文部省にとって、初めて職業指導に拘わる姿勢が表されたという意味を持つ¹⁴⁾。第2に、適職選択の指導の重要性が指摘されていることである。第3に、学校教育と職業安定行政の連携が指摘されていることである。ここでは、小学校卒業後すぐに就職する生徒を対象に、小学校を“各自ノ性質及能力ニ付最モ精通スル”ものとし、職業紹介所を“職業ノ状況ニ通スル”ものと捉えて両者に対し“相互聯絡ヲ保チ提携協力シ以テ適當ナル職業ヲ選択指導セシムル”ように指示が出されている¹⁵⁾。

このように、この通牒では職業指導の重要性が行政のレベルでも認識されたこと及び「職業指導」はその性質上、遂行に際しては職業安定行政と文部行政の協力が不可欠であることが明らかにされた。また失業を防ぎ、適職を斡旋するための手段であるという解釈が明示されている。しかし職業指導そのものの具体的な定義はなされていないため、職業紹介所で行われる職業紹介に追随する性質のものとして捉えられていたと考えられ、その教育的意義についても未だこれを期待することはできなかつたとの指摘もある¹⁶⁾。

従って、この段階の職業指導は主に職業紹介所で行われ、独自の概念を与えられることなく職業紹介に準じるものと捉えられていたといえる。

C. 訓令「兒童生徒ノ個性尊重及職業指導ニ關スル件」 (昭和2年)

大正末期にかけて、職業指導は社会政策的な性格から教育主導的な役割をもつようになり、少年職業紹介法や大正14年の通牒をきっかけに、学校関係者の間でも関心が高まっていた¹⁷⁾。この一方で、教育界においては自由主義による児童中心の思想から、個性に立脚する教育が唱道され、知識偏重の教育を是正しようという思想が広がった。そしてそれが勤労を尊重し職業を重視する動きにつながり¹⁸⁾大正末期から昭和初期にかけて、文部行政においても児童生徒の進路に対する指導の必要性が認められるようになったのである。

このような動きの中で、“時勢の進歩と社会の推移に対応する職業指導の改善と充実を図るために”¹⁹⁾文部省はこれまでの内務・文部両省通牒に加え、独自の訓令を出すに至った。それが昭和2年11月に訓令第20号として発令された「兒童生徒ノ個性尊重及職業指導ニ關スル件」である。文部省の職業指導への参入は、学校における職業指導の充実の必要性が述べられているこの訓令を以て、その起点とみるのが一般的であると言われており²⁰⁾、その内容は、少年職業指導の必要、その要旨、指導上必要な教育機関と少年職業紹介所との関係などである。これにより、全国の学校は個性調査や職業に関する教育および職業精神の陶冶に力を注ぐことになり、生徒の卒業時の進路について丁寧な指導が実施されるべきことが通達された。

この訓令の意義は、職業指導が教育上重要な問題であるということが認識されるようになったことにあり、その本旨は、職業指導が単なる就職斡旋ではなく児童の在学中に将来の進路について考えさせ、適切な選択をさせる指導であり教育である故に学校において取り組まれる

べき問題である、ということだとされる²¹⁾。また、職業に就くことと同時に上級学校への進学も含めた卒業後の進路の選択、という幅広い捉え方をしていることは行政の見解としてはこれまでにはなかったものだといえる。藤本喜八はこの訓令の職業指導に対する解釈は“学校教育の本来の任務たるべきこと、就職ばかりでなく進学も等しく取り扱うべきこと”を主張したものであり、それは当時の学校での職業指導が就職のための指導に偏りがちであるという批判があったからであると背景を分析する²²⁾。

このように昭和2年の訓令以降、職業指導は「進学」という新たな要素が加えられ、職業紹介所を主な実践場所としつつも、学校教育へも導入されていったのである。

D. 職業紹介法の改正（昭和13年）及び通達「國民學校ニ於ケル職業指導ニ關スル件」（昭和17年）

昭和12年頃より日本は戦時体制に入り、昭和13年「國家総動員法」、昭和14年の「国民職業能力申告令」が公布され、職業指導機関は戦時体制への移行に応じ国の要求に沿った戦争遂行のための人材、労働力の提供を行うことが決定的となり、職業指導は個人の側に立ってその能力の伸長を援助するよりも、国家の要請により児童生徒をなれば強制的に戦争遂行に必要な職種へ適材適所で配置するという役目をおわされた²³⁾。

職業紹介法も昭和13年に改正され、職業紹介事業は政府の掌握するところとなり職業紹介所は国営となった。同時に職業紹介事業にあわせて、政府が職業指導の事業を行うことが定められた²⁴⁾。学校における職業指導も戦時体制の強化に沿ったが、それは当時の小学校卒業生は軍需産業や労務動員産業に配置されており、彼らが各の職場に適応することは職業指導上の課題であったからである。昭和17年には文部次官通達「國民學校ニ於ケル職業指導ニ關スル件」が出されたが、文部省はこの通達を“学校職業指導史上重大な意義を持つものとして評価されている”と紹介している。それは、職業指導を国民学校の中に明確に位置づけ、学校職業指導の内容を指示するなど、従来にはなかった具体的な指示が出されていることによる。昭和2年の文部省訓令に始まった学校職業指導であるが、その効果について文部省は“必ずしもあがつていなかった”とし、その理由として“職業指導が教育の実践内容として取り上げられるような内容やその実施場所や実施時間等が具体的に示されていなかった”ことを挙げ、それゆえこの通達が意味を持つと述べている²⁵⁾。

このように、この時期には職業指導は職業紹介所と学

校とで行われたが、国家による労働力の適正配置の手段と考えられ、職業の選択が国民の権利の一つと考えられる現代とはおよそ正反対の解釈がなされていた。しかし、反面職業指導が国家の事業として認められたために、その定義は明確化され、学校教育に根付く契機となったという特徴がある時期でもあった。

II. 戦後の動き 一学校教育での完結への傾斜

A. 職業安定法の制定（昭和22年）及び改正 (昭和24年)

戦後の職業安定行政における職業指導の本格的な活動は、昭和22年の労働省の設立以降だとされる。そして從来の職業紹介法に代わるものとして、同年職業安定法が公布された。そこでは、第一章総則第五条で“職業に就こうとする者に対し、その者に適當な職業の選択を容易にさせ、及びその職業に対する適応性を大ならしめるために必要な実習、指示、助言その他の指導を行うこと”と職業指導について定義され、第二章「政府の行う職業紹介、職業指導及び職業補導」第三節の中では、職業指導について、その原則、適性検査の実施、公共職業安定所の学校での職業指導への協力が述べられており、職業指導について具体的な方向付けがなされている。職業紹介法は職業指導に法的根拠を与えるものではあっても“国が職業指導を行うと云う言句が明示されたに過ぎなかった”²⁶⁾のであり、この法において職業紹介・職業補導と並んで職業指導の役割が重要視されたと考えられる。

同法の定義は文部省の定義²⁷⁾と比較して、職業の選択のみを意識したものであることがわかる。それは国民の労働力の需要・供給の適正な調整を図り、就職斡旋にウェイトをおく職業安定行政の性格に照らし合わせれば当然のことであり、この性質故に学校教育で職業指導が進路指導と呼び名が変えられた後も、職業安定行政では呼称を変更しなかったと言われる²⁸⁾。このように、両行政がそれぞれ職業指導を定義したことで、労働省と文部省の相違が明らかになってきたと考えられる²⁹⁾。

昭和24年になると職業安定法は一部改正され、新規学卒者の就職紹介について職業安定行政と文部行政の間の役割に変化が起きた。在学中の生徒又は学校卒業者の就職を円滑に行うため、昭和25年度の卒業生から、学校長の同意により公共職業安定所の業務の一部を学校に分担させることができると共に、学校に対し情報の提供および必要な助言援助を与えるよう努めることになったのである。また、学校がその在学生または卒業生の職業紹介

事業を行おうとするときは、労働大臣に届け出て無料の職業紹介事業を行うことができるとされたのである³⁰⁾。これは第25条の3に以下のように述べられている。

“(公共職業安定所学校間の協力) 第二十五条の三

公共職業安定所長は、学校教育法第一条の規定による学校の学生若しくは生徒又はその学校を卒業した者の職業紹介を円滑に行うため必要があると認めるときには、学校の長の同意を得て、又は学校の長の要請により、その学校の長に、公共職業安定所の業務の一部を分担させることができる（以下略）。”³¹⁾

佐柳 武らはこれを“学生、生徒に対する職業指導は在学中から行われるものであり、これを最も行いやすいのは学校である。しかし、職業指導の一環である職業知識の授与等に必要な各種の情報等を詳細に把握している安定所が学校の行う職業指導に協力をを行うことが必要であり（略）職業安定機関の全国的な組織のなかで求人の確保を図り、新規学校卒業者の職業斡旋に万全を期そうとした”ものであると分析する³²⁾。この改正は職業安定法が制定されてもなお、その後の経済状態が混乱していたことから、新規労働力としての学生の就職問題は解決されなかつたために行われたとされるが、こうして、公共職業安定所と学校の性質の相違が明確化していったと考えられる³³⁾。これには、学校と安定所の取り次ぎ連絡が満足できるものではなかったこと、また新規学校卒業者の職業紹介を適切に推進することは雇用政策の重点のひとつであったが、事務取扱の面では詳細な規定ではなく、当時は産業の不振や海外からの引き上げ者などにより雇用状態が悪化して深刻な就職難が起きており、学校卒業者にとっても就職斡旋が困難だったと言われる、といった労働行政側の事情もあった。安定所と学校が緊密な協力関係を持つことは、こうした問題の打開策とされ、改正に至ったのである³⁴⁾。

このように職業紹介と職業指導が学校で行われることになり、学校はより高い自己完結力を持つようになったのだが、この改正は学校にあまりに多くの機能を負担させる結果になったのではないか。その結果、上級学校への進学率の上昇と共に、教養（受験に必要な知識）に授業の重点が移るにつれて、職業を選択することに関する指導は手薄になっていたと言えないだろうか。これは、学校教育の中で職業指導から職業紹介まで一手に引き受けることの限界を示すものと考えられる。その契機のひとつがこの法改正であったといえるのではないか。

B. 学習指導要領改訂

1) 「進路指導」の誕生

昭和22年3月に学校教育法が公布され、学校における職業指導はまず中学校教育の重要な目標として、生徒個々の“個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うことが定められた³⁵⁾。同年10月になると「学習指導要領職業指導編（試案）」が発行されたが、その中において、中学校の職業指導は教科課程の上で新設の「職業科」の中に位置づけられた。しかし「職業指導科」として独立した学科の設置がない上、指導の内容や場所、担当者などの具体的な規定もなかったため、昭和33年の学習指導要領が作成されるまでは試行錯誤の時期である、との指摘もある³⁶⁾。

昭和30年代になると、文部行政における職業指導の指針は主に学習指導要領の中で取り扱われることになった。しかし、教育課程における職業指導には大きな変化が起きた。それは昭和32年の中央教育審議会答申「科学技術教育の振興方策について」の中で用いられたのをきっかけに、職業指導に代わって「進路指導」という語が用いられるようになったことである³⁷⁾。これは、昭和20年代後半から進学希望の生徒が増加し進学指導が行われ、職業指導は就職斡旋とならざるを得なく、また就職する生徒と進学する生徒との間の指導内容は違いが顕著になり、これが青少年の非行化の原因の一つにもなった³⁸⁾ため、従来の職業指導の考え方を超える枠組みが必要となってきたからだと言われる。また高度経済成長期に入った社会では、科学技術の振興が重要な課題となっていた。

このような背景から、この中央教育審議会答申は、科学技術教育の振興を主眼とし、のために中学校と高校の卒業者について小学校から高校までの基礎学力の向上と、高校での産業教育、中学校では職業に関する基礎知識の重要性を指摘し、生徒の進路の多様性に留意した進路の指導を求めている³⁹⁾。この後昭和33年、昭和35年にそれぞれ改訂された中学校、高等学校の学習指導要領にも同様の語が使われ、学校における職業指導は「進路指導」という名称に改められたのである。進路指導には就職指導だけではなく、進学指導も含むこと、またその進学指導は単なる受験指導ではなく生徒の個性の発見とその伸長を目指すガイダンスとしての性格のもとに行われるべきことが示された⁴⁰⁾。

しかしこの考え方は新しいものではなく、既に昭和2年の文部省訓令の要旨解説で職業指導には「進学」も含まれるということが述べられていることから、この学習指導要領は職業指導の概念が拡大されたことを明文化し

たものと考えてよいだろう。

2) 科目から学級活動への移行

昭和22年に発足した中学校では教科として、農業・工業・商業・水産・家庭の諸教科と職業指導を内容とする「職業科」という科目が設けられた。昭和26年には学習指導要領により「職業・家庭科」が誕生し、その目標として職業指導を重視して、“職業生活のあり方を理解する。職業生活についての社会的・経済的な知識・理解を養う。職業生活の充実・向上を図ろうとする態度を養う。勤労を重んじ、楽しく働く態度を養う。職業の業態および性能についての理解を深め、個性や環境に応じて将来の進路を選択する能力を養う”⁴¹⁾などが挙げられた。

しかし、昭和33年の中学校学習指導要領において一教科として職業指導を扱うことは廃止され、職業・家庭科は「技術・家庭科」と変更され、従来扱われていた知識理解としての職業指導は特別教育活動のなかの学級活動へ移されることになった⁴²⁾。ここに、学校教育での職業指導は「進路指導」という語に代用され、学級活動の中で行われることが明らかになったのである。そして一年に35時間行われる学級活動の中で、進路指導については卒業までの実施時数が40時間以上であることが定められ⁴³⁾、原則として学級担任教師が指導にあたるものとされた。この背景には職業・家庭科が必修科目であると同時に選択科目でもあるという曖昧な部分があったことと、その科目の選択には弾力性がなかったことが指摘されている⁴⁴⁾。

更に昭和44年の学習指導要領の改訂においては、進路指導は学校の教育活動の全体で組織的・継続的に行われることとされ、その総則に、“適切な進路の指導を行うようすること”と教師の指導が主体となる進路指導は、教育課程の全分野と関連するものであることが示された。そして「特別教育活動」は「特別活動」と改められ、「学級指導」に位置づけられた⁴⁵⁾。学級指導は文部省の定義によれば“学級を単位とするきめ細やかな生徒指導の生徒指導の行われる場”とされ、ホームルーム・ガイダンスの場であるといえる。つまり進路指導は教科的な知識の注入から、ガイダンスとして実践されるべきであるという立場に立ったわけである⁴⁶⁾。進路指導の規定については、33年の学習指導要領で触れられてはいたものの“この指導が、学級活動やホームルームのみにあるものではなく、それらを中心としつつ全教育活動と関連するものであるとの明確化が残されていた”ため、社会科の公民的分野に、進路指導と関係の深い「職業と生活」が新設されたり、学校行事には「勤労・生産的行事」が新しく加えられ、その解説の中に「職業についての啓発

的な経験が得られるような活動にすること」との説明が加えられた⁴⁷⁾。

この改訂については“進路指導が学級活動のなかに位置づけられたことは、これを生徒指導あるいはガイダンスの一部として再編成したとみることもできる”という意味で、一時期を画するものであったとの評価がある⁴⁸⁾。しかし3年間で40時間以上という最低限行うべき授業時間数の枠が削除されるなど、学級指導の他の領域とどのようにバランスをとるのかといった不安の声も聞かれた⁴⁹⁾。

III. 「進路指導」「進路指導の時間」を巡る問題点

昭和33年の学習指導要領改訂において、職業指導に代わる「進路指導」という語が誕生した。その扱いについては、学習指導要領上でこのように詳細かつ明確に扱われたことはこれまでにはなかったことと言われる⁵⁰⁾。従って、政策上の進路指導の変化においても、これは大きな意味を持つ出来事である。このような行政の解釈に対しても立場からどのような意見が出されていたのかを概観し、進路指導を巡る問題点を明らかにしてみたい。

まず「職業指導」が国際的に使用されていたタームであるという点から、“職業指導という国際的共通教育述語をことさらに進路指導という新術語にして法令に用いた”のはなぜか、さらに「進路指導」を英訳すると、適切な英語がなく、結局職業指導である vocational guidance に帰着することになるのではないかとの疑問が出された⁵¹⁾。また、進路指導に不慣れな学級担任に実践が可能であるのか、このような措置より職業指導主事の定員外の設置の方が急務であるとの主張が出るなど、問題点も指摘された⁵²⁾。特に学級担任の負荷の増大や⁵³⁾彼らのスキルに対する危惧の声もあった⁵⁴⁾。更に昭和35年当時現職の中学校校長であり同時に全日本中学校長会長であった牛山栄治によれば、当時の校長たちは理論は理解しているもののそれよりも実際に“「進学」をどうするか「就職」をどうするか、という端的な緊迫した”問題の解決することに必死であったと述べられている⁵⁵⁾。

このように、昭和33年の学習指導要領改訂は、新たな方針を打ち出してはいるものの、実行可能な環境を整えることなく実施に至ったといえる。それは現実社会の変化等に対応しきれない脆弱さが生じる危険性を孕むものであったと思われる。また、昭和33年の学習指導要領の改訂以降、進路指導は特別教育活動（学級活動）や学級指導など、教科以外の場で行われることとされた。進路指導がどこに位置づけられるべきであるかについて、安

藤堯雄は進路指導の学習指導的な部分が教育課程の中に位置づけられようとしたことを危惧しつつ、その方法に着目しながら次のように説明している。つまり、進路指導・職業指導には集団指導と個人指導の2つの方法があり、“相談などは集団的に行い得るものではなくて、正に個別的に行って始めて成果をあげることができる”のだが、学校の教育課程とは集団的^(マム)に教育を行うための計画であるから、個別指導をそこに位置づけることはできない。このために個人指導という要素を含む進路指導は“どこか適正な時間を定めて、教育課程外において行われなければならない”というのである⁵⁶⁾。しかしこれでは、果たして生徒が個々の進路を吟味する為の十分な時間を確保することが可能なのかという疑問が解決されないで残ってしまう。

そもそも進路指導が行われる場として選定された特別（教育）活動とはどのようなものと捉えられていたのか。昭和24年の学習指導要領（一般編）では特別教育活動の主なる領域としてホーム・ルーム、生徒会、クラブ活動、生徒集会を例示している。そして特別教育活動を“教科を中心として組織された学習活動でないいっさいの正規の学校活動である”と表現している。しかし、初等中等教育局視学官であった高山政雄は、この記述をやや羅列的、網羅的であり、やや明確さを欠くために、やがてその領域を無限に広げる結果をまねいた、と批判している⁵⁷⁾。

昭和26年になると、学習指導要領一般編において中学校・高等学校のホームルームは“学校における家庭として、生徒を楽しいふんい気のなかにおき、生徒のもつ諸問題を取り上げて、その解決に助力し、生徒の個人的、社会的な成長発達を助長したり、職業選択の指導を行ったりするところである。”と定義されている⁵⁸⁾。しかし、これら教科以外の時間について、進路指導を行う場として適切であるかどうか、どれほどの検討が為されていたのだろうか。というのは、本来これらの時間は、進路指導が専有できる時間ではないことから、進路指導の重要性が認められる割には実践上での不安定さを感じられるからである。それは伊藤真貞が、ホームルームで学級担任が進路指導に無関心なのではという批判に対し、“担任が協力できるような態勢を整備していないこと、職業指導主事が一人、または二、三の人とで進路指導を全面的に背負い込んでしまっていること”などに原因があるのではと分析していることにも表れている⁵⁹⁾。

まとめと今後の課題

本稿では、学校教育での進路指導の限界を考察するために、どのようにして進路指導が学校教育で行われるようになっていったのかを職業安定行政と文部行政の法令等に沿って概観してきた。その結果は、学校という場で進路指導を完結することの難しさを示していると考えられる。つまり、社会の高学歴化や、学校週5日制⁶⁰⁾という最近の動向などから、学校教育での進路指導では、生徒が職業を自己のキャリアに関連づけて考える機会が減少していると言えそうである。こうした、「理念には程遠い」進路指導を受けてきた生徒が、いざ職業生活に入ろうとした時に、問題に直面することは無理もないことであろう。しかも、今のところ日本では就職先を選択する際に、仕事の内容を体験するなどして吟味するといった制度はまだ一般的ではない。つまり、学生生活から職業生活に「ハードランディング”⁶¹⁾せざるをえないである。従って、入職してからの数年間をどのように位置づけるかは、改めて考えられるべき課題であるといえよう。

キャリア形成は学校を卒業した後も継続的に行われる。今後は、若年労働者の早期離転職という現象を検討することから、学校卒業後のキャリアがどのように形成されるのか、その過程について考察を深めることが重要であろう。

(指導教官 鈴木真理助教授)

註

- 1) 岡本英雄・平田周一「職業とはなにか」雇用職業総合研究所編『職業読本（第2版）』東洋経済新報社、1985, p.6
- 2) 下山晴彦「ある高校の進路決定過程の縦断的研究」『教育心理学研究』、1984, 第32号, 第3巻, p.210
- 3) 武田圭太『生涯キャリア発達』日本労働研究機構、1993, pp.23-32
- 4) 仙崎 武「進路指導の本質」仙崎 武・野々村新・渡辺三枝子編著『進路指導論』福村出版、1991, pp.21-23
- 5) 坂柳恒夫「職業指導の理論と歴史」有本 章・近藤大生『現代の職業と教育』福村出版、1991, p.44
- 6) 労働省『労働行政史 第1巻』労働法令協会、1961, p.590
- 7) 中島寧綱『職業安定行政史』社団法人雇用問題研究所、1988, pp.92-93
- 8) 労働省, op.cit., p.590
- 9) 野淵龍雄「進路指導の発達」仙崎武・野々村新編著, 『最新進路指導概論』福村出版、1979, pp.38-39
- 10) 中島寧綱, op.cit., p.93
- 11) 文部省『産業教育百年史』ぎょうせい, 1986, p.185
- 12) 宮内 博「進路指導の理想と現実」宮内 博編『進路指導概論』文雅堂銀行研究社、1985, p.14
- 13) 文部省, op.cit., p.185
- 14) 坂柳恒夫, op.cit., p.44
- 15) 労働省, op.cit., p.592及び文部省, op.cit., pp.186-187
- 16) 文部省, Ibid., p.186
- 17) 野尻丈七「第3章 学校教育としての職業指導」『日本職業指導（進路指導）発達史－文部・労働行政を中心として－』財団法人日本職業指導協会、1975, p.33
- 18) 文部省, op.cit., p.187
- 19) 仙崎 武「進路指導の本質」仙崎 武・野々村新・渡辺三枝子編著, op.cit., p.13
- 20) 宮内 博, op.cit., p.14
- 21) 野尻丈七, op.cit., p.34
- 22) 藤本喜八「進路指導の定義の歩み」『進路指導研究』1985, 第6号, p.6
しかし他方では進学事情の変化をもたらした影響が大きいとの解釈もある。広井と中西は、この訓令の直前に発令された省令「中等学校令施行規則中改正」によって中等学校の入学者選抜試験の学科試験が廃止となり、「いわゆる内申書が選抜の重要な資料となつた」ということが意識されていることを見落としてはならないと指摘している。同様に藤本も、当時社会問題になっていた中学校の入学試験地獄に対処するために昭和3年から筆記試験が全廃となつたのに伴つて、同じ個性尊重の精神に立脚する職業指導の振興を強調したものであると述べている。(広井 甫・中西信男『学校進路指導』誠信書房、1978, p.9, 藤本喜八『進路指導論』恒星社厚生閣、1991, p.42)
- 23) 宮内 博, op.cit., p.15
また昭和13年には厚生・文部両省訓令第一号「小學校卒業者ノ職業指導ニ關スル件」が発せられ、國家の要望に合うように児童が就職するために教育機関と職業紹介機関が一層協力することが指示された。昭和16年に従来の小学校が国民学校に改められると厚生省職業局長及び文部省普通学務局長の連名で通達「国民学校修了者ノ職業指導ニ關スル件」が出来され、国民職業指導所（旧職業紹介所）の強制利用による就職予定の児童の知能検査、身体検査の実施や職業斡旋において労務動員産業と農業に従事する者を優先的に確保するという方針が明らかにされた。(文部省, op.cit., pp.192-193)
- 24) 中島寧綱, op.cit., pp.134-135
- 25) ここまで文部省, op.cit., pp.192-195を参照した。
- 26) 鈴木 信「職業安定法における職業指導」『職業指導』1948, 2・3月号, p.8
- 27) 前述のように、昭和2年の「児童生徒ノ個性尊重乃職業指導ニ關スル件」には進路の概念に「進学」が含まれていた。また、藤本は昭和13年当時、文部省社会教育局において職業進路担当官であった都子野清重の著書に、職業指導の分野は「選職および就職上の指導ならびに職業的見地よりする進学上の指導にわたる」との記述があることを挙げている。(藤本喜八「進路指導の定義の歩み」, op.cit., p.7)
- 28) 財団法人勤労者福祉振興財團サンプラザ相談センターの山川明子氏のご教唆による
- 29) 加藤正英によれば、これまで職業指導を行政を取り入れながらも十分に“のびなかった”的は“行政の中に、職業指導を位置づける明瞭な法規がなかったこともひとつの原因だった”との観点から、実際に職業指導を行う現場でも期待を持って受け止められたとする。(加藤正英「職業安定行政と職業指導」『職業指導』1950, 9月号, p.6)
- 30) 労働省『労働行政史 第2巻』労働法令協会、1969, p.1175
- 31) 日本労働研究機構『労働関係法規集 1996年度版』1995, pp.431-435
- 32) 佐柳 武ほか「第1章 職業安定法の制定と職業指導」『日本職業指導（進路指導）発達史－文部・労働行政を中心として－』財団法人日本職業指導協会、1975, pp.143-145
- 33) 水谷統夫「第1章 職業指導（進路指導）の制度化」『日本職業指導（進路指導）発達史－文部・労働行政を中心として－』財団法人日本職業指導協会、1975, p.89
- 34) 佐柳 武ほか, op.cit., pp.143-144

ただし、この職業安定法改正の背景の解釈の仕方として、藤本のように職業指導に対する学校と職業紹介所との取り組み方の相違から両者の関係のまずさを解消するためという見方をする者もいる。(藤本喜八「進路指導の歩み－戦後編－」「進路指導年報」1990, p.30)

35) 宮内 博, op.cit., pp.15-16

36) 坂柳恒夫, op.cit., p.46

37) 文部省, op.cit., p.707

なお野淵龍雄はこの答申について“科学技術者や中堅産業人の育成とそのための「進路特性に応ずる」教育をねらったもの”と述べる。(野淵龍雄, op.cit., pp.41-42)

38) 広井 甫・中西信男, op.cit., pp.12-13

39) 野淵龍雄, op.cit., p.41

40) 宮内 博, op.cit., p.16

41) 文部省, op.cit., pp.709-711

42) 広井 甫・中西信男, op.cit., p.13

43) 藤本喜八「進路指導論」, op.cit., p.49

高等学校については昭和35年に改訂され、中学校のものと同様に職業指導に代わって進路指導という語が用いられ、従来通りホームルームで行われるものとされた。高等学校の場合は全日制の他に定時制および通信制もあり、学科も多数であることから進路指導についても中学校のものほど詳細ではないが、“その内容はほぼ中学校と同様”であった。(Ibid., p.50)

44) 杉江 清「中学校教育課程改訂の基本方針」「文部時報」1958, 4月号, p.14

45) 文部省, op.cit., p.714

46) 広井 甫・中西信男, op.cit., p.16

47) 水谷統夫, op.cit., pp.104-105

48) 野淵龍雄, op.cit., p.42

49) 広井 甫・中西信男, op.cit., p.17

50) 水谷統夫, op.cit., p.103

51) 水野常吉「職業指導と進路指導」「職業指導」1960, 10月号, p.39

52) 広井 甫・中西信男, op.cit., p.13

53) 三宅義一「新教育課程における進路指導の立場」「職業指導」1959, 8月号, p.24

54) 宮内 博「わが国における進路指導の実状」宮内 博編, op.cit., p.17

55) 牛山栄治「中学校の進路指導について」「職業指導」1960, 1月号, p.27

56) 安藤堯雄「高等学校における進路指導の位置づけ」「職業指導」1959, 3月号, p.2

57) 高山政雄「教科以外の活動と特別活動」文部省『文部時報』1958, 4月号, p.45

58) 水谷統夫, op.cit., p.100

59) 伊藤政貞「ホームルームを中心とする進路指導の運営」「職業指導」1958, 5月号, p.32

60) 公立高校での学校週5日制が定着するにつれて、ますます授業時間は減少している。その中では十分な指導が行われにくくなる可能性もあるのである。公立学校の学校週5日制は段階的に1992年の9月から開始されたが、現行の平成元年度版学習指導要領は週5日制を前提としていない。このため休業日となった土曜日の授業時数をどこで消化するかが問題となつた。そもそも学校週5日制は教職員と生徒の「ゆとり」を目指しており、土曜日が休みになった分、月曜から金曜までが過密化してしまうのでは本旨に反する。しかし、週6日制を採用している私立学校と学力の点で差がつくことを避けなければならないため、どうしても特別活動が調整の対象となつてしまう。先ほどの教師達たちについて指摘された問題点を考え合わせると、学校週5日制の導入によって、さらにはっきりと学校教育での進路指導の弱点が露見していると言えないだろうか。この現象について葉養正明は“学校週5日制

のもたらしたものと大きな功績は、現代において学校とはなにか、という問いを社会全体に突きつけたこと”であると述べる。(葉養正明「特別活動と学校週5日制」葉養正明編『新特別活動の研究』紫峰図書, 1993, pp.173-180)

61) 今田幸子「初職達成とその適応」雇用促進事業団雇用職業総合研究所『青年の職業適応に関する国際比較研究－学校から職業への架橋－』1989, pp.81-82